

新旧対照表

○麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則

新	旧
<p>麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則</p>
<p style="text-align: right;">昭和三十八年十二月二十日 規則第八十二号</p>	<p style="text-align: right;">昭和三十八年十二月二十日 規則第八十二号</p>
<p>改正 昭和四九年 六月二日規則第 昭和五五年一一月 七日規則第 四五号 六八号 平成 二年 九月二八日規則第 平成 七年 八月二二日規則第 六〇号 七三号 平成二〇年 九月一九日規則第 平成二六年 九月三〇日規則第 七一号 五四号 令和 元年 八月三〇日規則第 一〇号</p>	<p>改正 昭和四九年 六月二日規則第 昭和五五年一一月 七日規則第 四五号 六八号 平成 二年 九月二八日規則第 平成 七年 八月二二日規則第 六〇号 七三号 平成二〇年 九月一九日規則第 平成二六年 九月三〇日規則第 七一号 五四号 令和 元年 八月三〇日規則第 一〇号</p>
<p>麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則 題名改正〔平成二年規則六〇号〕</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則 題名改正〔平成二年規則六〇号〕</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号。以下「法」という。）第五十九条の四の規定による費用の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 一部改正〔平成二年規則六〇号・令和元年一〇号〕</p>	<p>第一条 この規則は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号。以下「法」という。）第五十九条の四の規定による費用の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 一部改正〔平成二年規則六〇号・令和元年一〇号〕</p>
<p>(費用の徴収)</p>	<p>(費用の徴収)</p>
<p>第二条 知事は、法第五十九条の四の規定に基づき、法第五十八条の八に規定する措置入院者（以下「措置入院者」という。）その配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から、その負担能力に応じ、法第五十九条第三号の費用（以下「費用」という。）の全部又は一部を徴収するものとする。</p>	<p>第二条 知事は、法第五十九条の四の規定に基づき、法第五十八条の八に規定する措置入院者（以下「措置入院者」という。）その配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から、その負担能力に応じ、法第五十九条第三号の費用（以下「費用」という。）の全部又は一部を徴収するものとする。</p>
<p>(費用徴収額)</p>	<p>(費用徴収額)</p>
<p>第三条 費用の徴収額は、措置入院者、その配偶者及び措置入院者と生計を一にする扶養義務者の法第五十八条の八第一項の規定による入院（以下「入院措置」という。）のあった月の属する年度（当該入院措置のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律</p>	<p>第三条 費用の徴収額は、措置入院者、その配偶者及び措置入院者と生計を一にする扶養義務者の法第五十八条の八第一項の規定による入院（以下「入院措置」という。）のあった月の属する年度（当該入院措置のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律</p>

第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。)の額を合算した額が次表上欄に掲げる額となる場合において、一月につき、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

所得割の額の合算額	費用の徴収額
五六四、〇〇〇円以下	〇円
五六四、〇〇一円以上	二〇、〇〇〇円。ただし、入院措置に要した費用の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第五十八条の十七第二項において準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十条の二に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が二〇、〇〇〇円に満たない場合は、その額

2 所得割の額の算定は、地方税法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下この項において「扶養親族」という。)及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下この項において「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

二 当該措置入院者又はその配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(削る。)

第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。)の額を合算した額が次表上欄に掲げる額となる場合において、一月につき、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

所得割の額の合算額	費用の徴収額
五六四、〇〇〇円以下	〇円
五六四、〇〇一円以上	二〇、〇〇〇円。ただし、入院措置に要した費用の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第五十八条の十七第二項において準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十条の二に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が二〇、〇〇〇円に満たない場合は、その額

2 所得割の額の算定は、地方税法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下この項において「扶養親族」という。)及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下この項において「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

二 当該措置入院者又はその配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

三 当該措置入院者又はその配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にす

る扶養義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のイ又はロに定めるところによる。

イ 地方税法第二百九十五条第一項（第二号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

ロ イに該当しない者である場合は、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 月の途中で入院措置を開始し、又は終了する場合における第一項の表の適用については、同表中「二〇、〇〇〇円」とあるのは「二〇、〇〇〇円をその月の日数で除して得た額に当該措置入院者のその月における入院措置の日数を乗じて得た額」とする。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

一部改正〔昭和四九年規則四五号・五五年六八号・平成七年七三号・二〇年七一号・令和元年一〇号〕

（費用の徴収の特例）

第四条 知事は、措置入院者又はその者の属する世帯に属する者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付を受けているときは、第二条の規定にかかわらず、費用の徴収を行わないものとする。

2 知事は、措置入院者、その配偶者又は扶養義務者に災害による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、第二条の規定にかかわらず、費用の徴収額の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成七年規則七三号・二〇年七一号・二六年五四号〕

（委任）

3 月の途中で入院措置を開始し、又は終了する場合における前項の表の適用については、同表中「二〇、〇〇〇円」とあるのは「二〇、〇〇〇円をその月の日数で除して得た額に当該措置入院者のその月における入院措置の日数を乗じて得た額」とする。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

一部改正〔昭和四九年規則四五号・五五年六八号・平成七年七三号・二〇年七一号・令和元年一〇号〕

（費用の徴収の特例）

第四条 知事は、措置入院者又はその者の属する世帯に属する者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付を受けているときは、第二条の規定にかかわらず、費用の徴収を行わないものとする。

2 知事は、措置入院者、その配偶者又は扶養義務者に災害による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、第二条の規定にかかわらず、費用の徴収額の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成七年規則七三号・二〇年七一号・二六年五四号〕

（委任）

<p>第五条 この規則に定めるもののほか、費用の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四十九年六月二十一日規則第四十五号） この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年五月一日から適用する。</p> <p>附 則（昭和五十五年十一月七日規則第六十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二年九月二十八日規則第六十号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成七年八月二十二日規則第七十三号） （施行期日等）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定は、平成七年七月一日から適用する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の規則第三条の規定は、平成七年七月一日以後の入院措置に係る費用の徴収について適用し、同日前の入院措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。 附 則（平成二十年九月十九日規則第七十一号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の表の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。 （適用）</p> <p>2 この規則（第四条第一項の改正規定に限る。）による改正後の麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則の規定は、平成二十年六月一日から適用する。 附 則（平成二十六年九月三十日規則第五十四号） この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。 附 則（令和元年八月三十日規則第十号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和元年九月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十</p>	<p>第五条 この規則に定めるもののほか、費用の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四十九年六月二十一日規則第四十五号） この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年五月一日から適用する。</p> <p>附 則（昭和五十五年十一月七日規則第六十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二年九月二十八日規則第六十号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成七年八月二十二日規則第七十三号） （施行期日等）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定は、平成七年七月一日から適用する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の規則第三条の規定は、平成七年七月一日以後の入院措置に係る費用の徴収について適用し、同日前の入院措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。 附 則（平成二十年九月十九日規則第七十一号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の表の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。 （適用）</p> <p>2 この規則（第四条第一項の改正規定に限る。）による改正後の麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則の規定は、平成二十年六月一日から適用する。 附 則（平成二十六年九月三十日規則第五十四号） この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。 附 則（令和元年八月三十日規則第十号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和元年九月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十</p>
---	---

四号。以下「法」という。)第五十八条の八第一項の規定による入院が行われており、かつ、法第五十九条の四の規定により知事が法第五十九条第三号の費用(以下「費用」という。)を徴収していない法第五十八条の八に規定する措置入院者、その配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者のうち、改正後の麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則(以下「新規則」という。)第三条の規定により費用を新たに徴収されることとなるものの当該入院に係る費用の徴収額については、新規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

四号。以下「法」という。)第五十八条の八第一項の規定による入院が行われており、かつ、法第五十九条の四の規定により知事が法第五十九条第三号の費用(以下「費用」という。)を徴収していない法第五十八条の八に規定する措置入院者、その配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者のうち、改正後の麻薬及び向精神薬取締法による入院措置に要する費用の徴収に関する規則(以下「新規則」という。)第三条の規定により費用を新たに徴収されることとなるものの当該入院に係る費用の徴収額については、新規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。